

総合事業 訪問・通所サービスに関する算定の考え方

【訪問型サービス】

サービスコード略称	サービスコード	対象者	回数・内容	算定単位
訪問型独自サービス21	A2 2411	事業対象者、要支援1・2	週1回程度(1月に4回までの場合)	1回 287単位
訪問型独自サービス11	A2 1111	事業対象者、要支援1・2	週1回程度(1月に5回以上の場合)	1月 1,176単位
訪問型独自サービス21	A2 2411	要支援2	週2回程度(1月に8回までの場合)	1回 287単位
訪問型独自サービス12	A2 1211	要支援2	週2回程度(1月に9回以上の場合)	1月 2,349単位
訪問型独自サービス21	A2 2411	要支援2	週2回を超える程度(1月に12回までの場合)	1回 287単位
訪問型独自サービス13	A2 1321	要支援2	週2回を超える程度(1月に13回以上の場合)	1月 3,727単位

(※)基準型訪問サービスにて提供されるサービスは、原則、標準的なサービスとして報酬算定してください。

算定単位の考え方として、カレンダーの都合により、5週目の利用が発生したときのみ、月包括単価にてご請求いただくようお願いします。(従来どおり)

【通所型サービス】

サービスコード略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型独自サービス21	A6 1113	事業対象者、要支援1	週1回程度(1月に4回までの場合)	1回 436単位
通所型独自サービス11	A6 1111	事業対象者、要支援1	週1回程度(1月に5回以上の場合)	1月 1,798単位
通所型独自サービス22	A6 1123	要支援2	週2回程度(1月に8回までの場合)	1回 447単位
通所型独自サービス12	A6 1121	要支援2	週2回程度(1月に9回以上の場合)	1月 3,621単位
緩和型通所サービス I	A7 1010	事業対象者、要支援1・2	原則週1回利用	1回 350単位

※ 通所型サービスについては、A6、A7のサービス共に運動器機能向上加算が上記基本単価に包括化となりました。

算定単位の考え方として、カレンダーの都合により、5週目の利用が発生したときのみ、月包括単価にてご請求いただくようお願いします。(従来どおり)